

熊本県立黒石原支援学校 高等部 生徒心得

生徒一人一人が体調管理と学業とを両立し、安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、この生徒心得を定める。

Ⅰ 通学・学校生活

- (1) 自分の病状をよく知り、健康の保持回復に努める。
- (2) 高等部生徒としての自覚を持って行動し、他人の迷惑になることは避ける。
- (3) 登校後の早退・外出は必ず担任に届け出る。
- (4) 欠席や遅刻するときは必ず学校（担任・担当）に連絡する。
原則は保護者から連絡していただくが、やむを得ない場合は、生徒が直接連絡する。
学校電話番号 096-242-0156
- (5) 安全に登校できる経路、方法を家庭で十分に話し合っ、その経路、方法で通学する。
- (6) 自転車通学について
 - ①TS マーク付帯保険の第三種 TS マーク（緑色マーク）もしくは個人賠償責任保険に加入した上で「自転車通学届」を提出する。
 - ②生徒指導部が実施する「自転車安全教室」に参加する。
 - ③自転車通学生は、乗車用ヘルメットを着用する。
- (7) 原動機付き自転車または自動車運転免許取得について
 - ①原則として高等部3年の11月までは取得しないこととする。卒業後の社会生活に必要と判断する場合は、12月以降に「受検届」（原動機付き自転車免許）もしくは「入校届」（自動車運転免許）を提出する。受検もしくは入校にあたっての確認を関係職員と行ったのち、取得に向けて活動を開始できる。
 - ②免許取得後も本校在籍中は運転しない。

2 所持品

- (1) 学校生活に不必要な金品は持ち込まない。持参する必要がある場合は、担任や教科担当に相談する。
- (2) スマートフォン等、移動通信機器の校内所持について
 - ※ここで言う「移動通信機器」は、授業で使用するICT機器（タブレット端末等）を除く、通学中などに使用する機器（スマートフォン等）のことを指す。
 - ①「移動通信機器校内所持届」を提出する。
 - ②電源のON,OFFは校舎外で行い、校舎内では電源を入れない。
 - ③保管は通学バッグ等に入れ、各自の責任下とする。
 - ④生徒指導部が実施する「スマホ安全教室」に参加し、安全な活用に努める。
 - ⑤フィルタリングをかけて使用する。

3 服装・身だしなみ

- (1) 高校生であることを自覚し、学習活動や状況に応じたふさわしい服装を着用する。
- (2) 頭髮は清潔にし、作為的な髪型にしない。
- (3) 学校生活に不必要な装飾や化粧はしない。

4 校外生活

- (1) 社会生活のルールに沿った行動をする。
- (2) 深夜（22時～6時）における映画館、ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、ネットカフェ、複合カフェ等には、保護者同伴でも出入りしない。深夜（22時～6時）を除く時間帯は、保護者同伴であれば出入りできるが、生徒のみでの立ち入りは禁止とする。
- (3) 金銭や物品の貸借はしない。
- (4) 熊本再春医療センター内の施設は同医療センターの許可なく使用しない。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。
- (6) 交際は、自分を大切にするとともに、他人への配慮を行い、節度を守って行う。
- (7) 自転車乗車時は、乗車用ヘルメットを着用する。

5 生徒心得の点検、見直し及び公表

この生徒心得が在籍生徒の実情や社会常識に合った内容になっているか点検し、必要に応じて以下のとおり見直しを行うこととする。

- (1) 生徒会執行部は生徒心得の見直しの必要性の有無について、生徒の意見を集約する。
- (2) 生徒会執行部より生徒に見直し案を提案し、協議する。
- (3) (2) で協議した見直し案について、生徒会執行部と職員で協議する。
- (4) (3) の案について、保護者の意見を聞く。
- (5) (4) を踏まえ、再度生徒会執行部と職員で協議し、見直し案を決定する。
- (6) 改訂した生徒心得を生徒全員へ周知するとともに、学校ホームページに公表する。

6 その他

- (1) 各項について、生徒の病状その他やむを得ない事情がある時は、職員に相談する。
- (2) 校内では政治的活動は行わない。

平成6年4月 制定

令和3年3月 一部改定

令和4年3月 一部改定

令和5年2月 一部改定

令和6年2月 一部改定